

# 道路の引継ぎに関する要綱

昭和46年11月5日制定

昭和58年4月1日改正

平成12年2月1日改正

平成28年4月1日改正

令和2年4月1日改正

令和5年4月1日改正

神戸市建設局道路管理課

# 目 次

	ページ
第1章 引継図書の作成要領	
第1条 趣旨	1
第2条 適用範囲	1
第3条 用語の定義	1
第4条 引継図書	2
第5条 引継図面及び引継調書	3
第6条 引継図書の提出時期	5
第7条 引継図書の検査	5
第2章 引継ぎ図書の作成基準	
第1条 測量	6
第2条 運用	6
第3条 位置図の作成	6
第4条 路線図兼図郭割図の作成	6
第5条 多角点網図の作成	7
第6条 道路台帳平面図の作成	7
第7条 地番図の作成	7
第8条 道路敷地構成図の作成	7
第9条 道路用地求積図の作成	8
第10条 地下埋設物台帳平面図の作成	8
第11条 横断面図の作成	8
第12条 縦断面図の作成	8
第13条 橋梁・トンネル台帳の作成	8
第14条 その他の重要構造図の作成	9
第15条 引継ぎ道路の面積が狭小な場合の特例	9
各種参考図	10～25
第3章 道路境界標設置基準	
第1条 境界標	26
第2条 標柱の規格及び埋設	26
第3条 明示板の設置基準	26
第4条 明示板の規格及び埋設	27
第5条 道路の曲線部の表示方法	27
第6条 道路台帳平面図の記入方法	27
第7条 境界標間の距離の較差	27
第8条 一般道路についての準用	27
各種参考図	28～31

#### 第4章 引継ぎについての細目事項

第1条	引継図書の提出について……………	32
第2条	道路に関する計上及び測定について……………	32
第3条	図面の整飾について……………	33
第4条	陽面製本の仕様について……………	33
第5条	基準点の使用について……………	33
第6条	その他の施設、構造物及び占用物件の引継ぎについて……………	34

神戸市道路台帳平面図データ図式……………	36～53
----------------------	-------

## 第1章 引継図書の作成要領

### (趣旨)

第1条 道路を新設又は改良その他の理由により形状を変更し、或は開発行為等により当該道路を道路管理者に管理引継ぎする場合に、道路管理者が道路法（昭和27年法律第180号）第28条及び同法施行規則第4条の2に基づく道路台帳を調製、又は補正するため、その引継図書作成上の基準を定め、もって公共施設の適正な管理と事務の円滑を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この基準は次の各号に掲げる事業又は工事に適用する。

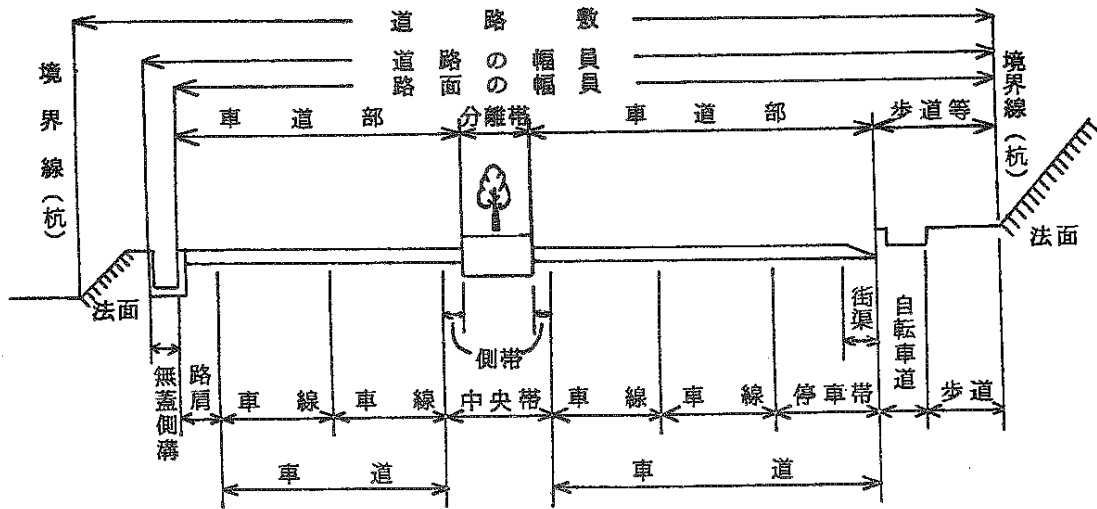
- (1) 道路法に基づき市又は市長が管理する道路の新設又は形状変更の工事。なお、道路区域内での形状変更も含む。
- (2) 都市計画法第11条第1項第1号及び第8号から第11号に係る都市計画事業
- (3) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業
- (4) 都市計画法第29条に規定する開発行為のうち、道路の新設又は形状変更を伴う事業
- (5) 土地改良法に基づく土地改良事業のうち、道路の新設又は形状変更を伴うもの
- (6) その他の事由により市に引き継がれる道路
- (7) 道路台帳の記載事項の変更を行った場合

### (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「道路」とは、一般交通の用に供する道で、橋、トンネル、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となって効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で、当該道路に附属して設けられているものを含む。
- (2) 「道路管理者」とは、道路法による道路の管理に関する権限及び義務を有する者をいう。
- (3) 「路線の認定」とは、当該路線に属する道路が道路法上の特定された種類に属する道路となり、あわせてその道路の道路管理者が決定すること
- (4) 「区域の決定」とは、路線の認定後、道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される区域であって、道路法が全面的に適用される土地の部分を決定することである。
- (5) 「供用の開始」とは、道路を一般の交通の用に供する旨の意思表示であって、公物としての道路を設定する行政行為である。
- (6) 「道路幅員」とは、道路用地幅（道路敷）のうちから、法面部分を除いた幅で、直接交通に関係のある道路部分の幅員で、横断面を構成する車道、中央帯、路肩、歩道及び自転車歩行者道などの幅の総和である。

＜要綱に基づく道路横断構成要素＞



- (7) 「道路の附属物」とは、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保、その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、さく、駒止、道路標識などがある。
- (8) 「兼用工作物」とは、道路と堤防、護岸、ダム、鉄道や軌道用の橋、踏切道、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設とが相互に効用を兼ねるもの
- (9) 「橋梁」とは、河川、湖沼、海峡、運河などの水面を超えるため、或は、水のない谷、凹地又は建築物や他の交通路等を越えるために桁下に空間を残し架設される構造物で橋長2 m以上のものをいう。又溝橋（カルバート）は橋梁として取扱うが、暗渠との区別が困難なものについては土被りが1 m未満のものを溝橋（カルバート）とする。
- (10) 「トンネル」とは、山腹、台地、地下、水底等自然の障害物を通過するために設けられたもので、人及び車の通行の用に供しうる内空断面を有する道路構造物をいう。なお立体横断施設としての地下横断歩道、ボックスカルバート、ロックシェッド、スノーシェッド及びルーバ型坑門、突出型坑門等はトンネルに含めない。
- (11) 「立体横断施設」とは、歩行者及び自転車利用者等の道路又は鉄道横断の安全を確保するため、当該道路の車道部と立体に分離された横断歩道（自歩道）橋、地下横断歩道（自歩道）をいう。

(引継図書)

第4条 第2条の事業又は工事に伴い道路の管理引継ぎをする場合には第2章「引継図書の作成基準」に基づき、次条の図書を作成のうえ提出するものとする。

2 建設局道路管理課において別途必要な図書の請求があれば提出するものとする。

(引継図面及び引継調書)

第5条 引継図面及び引継調書は、次の表の引継道路区分に対する種類のものを提出するものとする。

図面・調書の種類	縮尺	備考	引継道路区分		第2章	
			新設・ 区域変更	区域内の 改良工事	該当 条項	参考図
位置図	1/2,500～ 1/10,000	付近の見取り図	○	○	§ 3	1
路線図兼図郭割図	1/1,000～ 1/25,000	路線名称と図面分割牽引図	○	×	§ 4	1
多角点網図	1/500～ 1/25,000	地図作成の基準点測量の成果	○	×	§ 5	2・3
道路台帳平面図	1/500	道路法施行規則第4条の2の図面で 管理道路の基本図	○	○	§ 6	4
境界標調書		座標法に基づく座標数値 ※道路敷地構成図、道路用地求積図 で兼用できる場合は不要	○	×	§ 6③	5
路線調書		路線の起終点と延長の把握	○	×	§ 6④	6
地番図	適宜	道路及び周辺の地番配置図	○	×	§ 7	7
道路敷地構成図	1/500	道路敷地の地番構成図	○	×	§ 8	8
道路敷地調書		道路敷地の地番と所有者の把握	○	×	§ 8③	9
道路用地求積図	1/500	道路面積を確定する丈量図。面積・規模等により1/100、1/250でも可	○	×	§ 9	8
道路用地計算書		座標法による地番単位の求積計算書	○	×	§ 9④	9
地下埋設物 台帳平面図	1/500	地下埋設物占用物件の把握	建設局道路管理課から指示があった場合のみ提出		§ 10	10
横断面図	1/100 又は 1/200	地表面の横断面構成図	○	△	§ 11	11
縦断面図	横 1/500 縦 1/100	勾配8%以上の路線	○	×	§ 12	12
橋梁台帳	適宜	建設局道路管理課の原図(原稿)を複製のうえ提出。側面図、断面図、橋台正面図	○	○	§ 13	13
トンネル台帳	適宜	建設局道路管理課の原図(原稿)を複製のうえ提出。断面図	○	○	§ 13	14
その他重要構造図	適宜	特殊な構造物図面	○	○		

注：○必要な図面 △形態により必要な図面 ×不要

【提出物部数等】

提出物	種類	部数
製本		2部
告示用図面	道路台帳平面図、道路敷地構成図	3部
電磁的記録媒体	PDF CAD（形式:DXF、SXF、SFC） XLSX（調書、表類）	PDF、CAD、XLSXを書込んだ CD-R2部

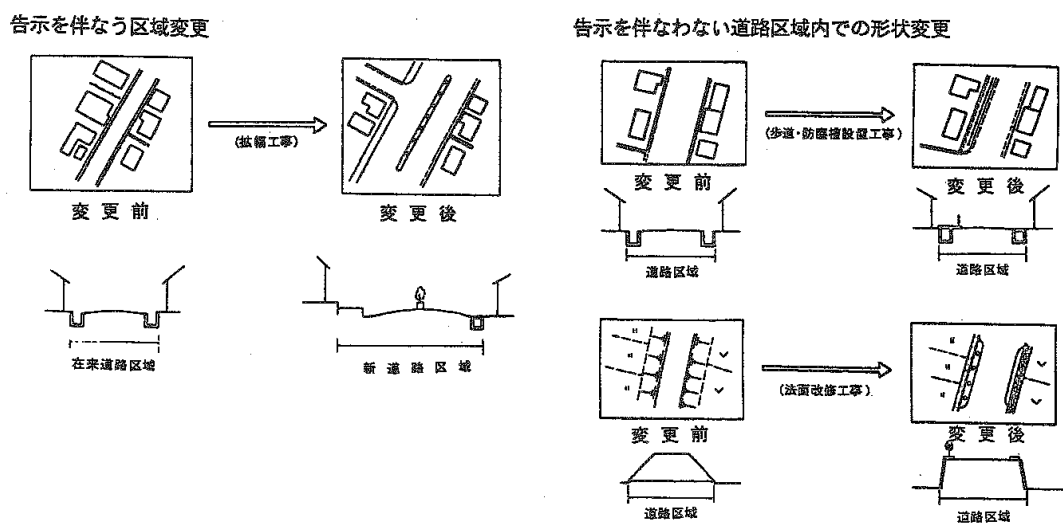
※第2章「引継図書の作成基準」の第1条・第2条に記述のとおり、図面データには公共座標値（平面直角座標系第V系）を付与すること。

※CADのレイヤ名は、「神戸市道路台帳平面図データ図式」で定義される分類コード4桁（レイヤ2桁、データ項目2桁）とすること。道路台帳平面図以外の項目は、9950～9999 とすること。

2 引継図面の用語の説明は次の各号による。

- (1) 新設道路とは、新しく道路を道路管理者に引継ぎ、道路法の認定告示を伴うもの。
- (2) 区域変更を伴う道路とは、既認定道路の拡幅工事等により改良され、区域変更の告示を伴うもの（引継図面の作成は在来道路部分など関連する区域を含むものとする）。
- (3) 区域内での改良工事とは、既認定道路区域内での道路構造変更で告示の伴わないもの。

形状変更の形態図



- 3 事業又は工事等により引継道路区分が両方該当する場合は、新設・区域変更の引継道路の欄を適用するものとする。
- 4 図面の規格は、内図郭 800×600、図面サイズ 1,000×750 の範囲内で作成するものとするが、各種図面はすべて同一サイズにすること
- 5 引継ぎする面積が小規模の場合は、前項の一図葉の中に数種類の図面を挿入してもよいものとする。また、図面サイズをA1及びA2サイズとしてもよいものとする。

(引継図書の提出時期)

第6条 各図書の提出する時期は、道路の新設、拡幅等で道路法第18条の区域決定及び区域変更の告示を伴うものは検査完了後、又告示を伴わない道路区域内での形状変更及び道路附属物設置等は工事完了後速やかに行うものとする。

(引継図書の検査)

第7条 引継図書がこの要綱及び現地と整合しているか、建設局道路管理課の検査をうけるものとする。



## 第2章 引継図書の作成基準

### (測量)

- 第1条 引継図書作成のための測量は、道路法及び測量法（昭和24年法律第188号）並びに神戸市公共測量作業規程（国国地341号）によるほか、この作成基準によるものとする。
- 2 平面図の図郭は、平面直角座標系第V系に基づく国土基本図の区画基準線である  $X = -150.0\text{km}$   $Y = +80.0\text{km}$  を基準として東西400m南北300mに区切り、北を上にして作成するものとする。
  - 3 平面図の縮尺は1/500とし、現況は道路の境界の外側各5m以上とし、取付道路部分及び交差点部分は20mまで表示するものとする。

### (運用)

第2条 引継図書を作成するための測量は、次の各号によるものとする。

- (1) 国土地理院又は神戸市の設置した基準点（公共座標）を3点以上使用しなければならない。但し、やむを得ないと認められる場合は2点とすることができる。
- (2) 引継ぎする道路の面積が狭小等、建設局道路管理課がやむを得ないと判断した場合は、任意座標にて測量することができるものとする。なお、任意座標においては方向角及び座標の基準を明記すること（参考図No.3（13ページ）参照）。
- (3) 測量及び平面図作成の精度は次の基準による。

種別	規格	備考
多角測量	3級基準点測量精度以上	神戸市公共測量作業規程（国国地341号）第34条～第43条参照

種別	項目	標準偏差	備考	
平面図 (地図情報 レベル500)	水平位置	0.25m以内	神戸市公共測量作業規程（国国地341号）第106条参照	
	標高	標高点		0.25m以内
		等高点		0.5m以内

### (位置図の作成)

第3条 当該個所が判明する位置図を、該当区域を赤枠で囲み1/2,500～1/10,000程度の縮尺で一図葉の中に納めて作成するものとする。次条の図面に余白があれば挿入してもよいものとする。

### (路線図兼図郭割図の作成)

- 第4条 引継ぎする道路及び関連する区域を、1/1,000～1/2,500程度の縮尺で一図葉の中に納め、道路台帳平面図の図郭割線と番号を規定に従い表示し、全体図として作成するものとする。
- 2 引継ぎする道路には事前に建設局道路管理課と協議のうえ、路線名及び起終点マークを赤色

で記入し、それに接続する既認定道路は黒色で同様に作成するものとする。

(多角点網図の作成)

第5条 多角点網図は、1/500～1/2,500程度の縮尺で一図葉の中に納め、距離、方向角及び座標を表示し、成果として網図、測量計算簿及び成果表を提出しなければならない。

(道路台帳平面図の作成)

第6条 道路台帳平面図は、道路管理者が管理する道路の区域及び道路の構造、兼用工作物、占用物件その他管理上の基礎的事項を把握するため作成するものである。

- 2 道路台帳平面図には次に掲げる事項を第3章「道路境界標設置基準」の第6条、及び「神戸市道路台帳平面図データ図式」に基づき記載しなければならない。
  - (1) 道路の区域を表示する境界標、境界線（区域線）及び隣接する各標点間の距離（cm単位）を赤色で表示するものとする。なお、拡幅などの場合において在来道路の拡幅されない側についても、境界線（区域線）を確認して同様に表示するものとする。
  - (2) 引継ぎ道路及び接続する既認定道路について、路線名、起終点マーク及び舗装区分を黒色で表示するものとする。
  - (3) 道路の幅員は、側溝、歩道、車道部、分離帯等の各構造物ごとに赤色で寸法線（cm単位）を表示するものとする。特に車道幅員においては50cm以上変化する箇所ごとに表示しなければならない。
- 3 境界標に赤色で整理番号を付し、座標法に基づく座標を表記した「境界標調書」を道路台帳平面図の余白にて作成するものとする。なお、第8条及び第9条の図書により兼用が可能な場合は作成を省略することができるものとする。
- 4 道路台帳平面図に基づいて路線ごとに道路の延長・幅員等を記載した「路線調書」を作成し、図面と同時に提出するものとする。

(地番図の作成)

第7条 引継ぎ道路及び周辺地域については、縮尺は適宜で道路及び宅地を含むすべての区域内の地番が判明する地番図を作成するものとする。

(道路敷地構成図の作成)

第8条 道路管理者が管理すべき道路を構成するすべての敷地の内容（権原等）を明確に把握するため、作成するものである。

- 2 路線ごとに新道路区域、在来道路区域、道路区域に含まれる水路・河川敷区域、及び地番界、地番をすべて赤色で表示するものとする。なお、道路区域と隣接する民有地番も併せて黒色で表示するものとする。
- 3 引継ぎする道路の地番、地目、面積及び所有者を把握するため、道路敷地構成図に基づき、路線ごとに「道路敷地調書」を道路敷地構成図の余白に作成するものとする。
- 4 道路台帳整備済道路において、敷地の内容（権原等）、その他の変更があれば建設局道路管理課に報告しなければならない。

(道路用地求積図の作成)

第9条 道路区域の面積を確定するため、座標法に基づいて道路用地求積図を作成するものとする。

- 2 道路用地求積図は路線別に地番ごとで求積するものとするが、新道路区域、在来道路区域、道路区域に含まれる水路・河川敷区域、及び地番界、地番並びに地番ごとにおける周囲長（cm単位）を前条第2項と同様に赤色で記入するものとする。
- 3 前条の道路敷地構成図を利用して「道路用地求積図」として兼用できるものとするが、その場合は道路敷地構成図に測点番号を赤色で記入し、表題部を『道路敷地構成図兼用地求積図』とする。
- 4 道路区域の面積を記載した「道路用地計算書」を路線別に地番ごとで道路用地求積図の余白に作成するものとする。なお、前条第3項の道路敷地調書と兼用して作成できるものとするが、その場合は表題部を『道路敷地調書兼計算書』とする。

(地下埋設物台帳平面図の作成)

第10条 地下埋設物台帳平面図は、建設局道路管理課から指示があった場合のみ作成するものとする。

- 2 道路台帳平面図に種類、管径、埋設条数その他必要事項を調査確認のうえ、実線及び破線をもって図示するものとする。
- 3 断面図は、次条の横断面図に含めて作成するものとする。地下埋設物台帳平面図の余白に断面箇所を明記し、埋設深さ及び距離等が判明できるように作成するものとする。
- 4 断面箇所は一路線一箇所を基本とするが、特に変化のある箇所があれば併せて表示するものとする。

(横断面図の作成)

- 第11条 第6条の道路台帳平面図に横断箇所を明記し、道路の構造及び区域が判明するよう縮尺1/100又は1/200で作成するものとする。断面箇所は道路区域の最大幅員及び最小幅員の箇所と、建設局道路管理課から指示があった箇所において作成するものとする。
- 2 地下埋設物台帳平面図を作成する場合は、地下埋設物の断面図も含めて作成するものとする。

(縦断面図の作成)

第12条 国家水準点又は市測量基準点の成果に基づいて、勾配が8%以上の箇所及び必要と認める箇所について縦断測量を行う。作図範囲は、その縦断勾配の起終点前後10m程度まで測定し、路線ごとに作成するものとする。

なお、道路台帳平面図に道路の交差点、屈曲点及び勾配変化点の標高値を記入するものとする。

- 2 縮尺は原則として横1/500、縦1/100とする。

(橋梁、トンネル台帳の作成)

第13条 道路の新設又は形状変更工事等により橋梁及びトンネルを設置又は形状を変更した場合は、建設局道路管理課にある原図を複製のうえ必要事項の記載及び一般図を作成す

るものとする。

- 2 前項の一般図は適宜の縮尺とするが、橋梁については平面図、側面図、縦断面図、橋台正面図を、トンネルについては縦断面図を作成し、それぞれ寸法を記入するものとする。なお、橋梁とは、橋長2 m以上のものをいう。
- 3 前二項の橋梁台帳とは別に次の書類を作成し、建設局道路工務課に提出するものとする。
  - (1) 橋梁台帳、トンネル台帳
  - (2) 構造物完成写真

(その他の重要構造図の作成)

第14条 重要な構造物を築造した場合は、建設局道路管理課と協議のうえ、指示があった場合のみ構造図を作成し、提出するものとする。

(引継ぎ道路の面積が狭小な場合の特例)

第15条 既認定道路の一部を拡幅する場合等、引継ぎ道路の面積が狭小な場合は、第3条から第12条までの各図面を一図葉中に記入し、作成してよいものとする。

## 第2章の参考図

	参考図	ページ
位置図、路線図兼図郭割図	[No. 1]	11
多角点網図（公共）	[No. 2]	12
多角点網図（任意）	[No. 3]	13
道路台帳平面図	[No. 4]	14
境界標調書	[No. 5]	15
路線調書	[No. 6]	16
地番図	[No. 7]	17
道路敷地構成図兼用地求積図	[No. 8]	18
道路敷地調書兼計算書	[No. 9]	19
地下埋設物台帳平面図	[No.10]	20
横断面図	[No.11]	21
縦断面図	[No.12]	22
橋梁台帳	[No.13]	23
トンネル台帳	[No.14]	24
引継ぎ道路の面積が狭小な場合の図面	[No.15]	25

位置図，路線区兼区郭割図



記載要領  
1) 引線関係路線：赤  
2) 既設路線：黒

御施  
工者  
○  
○○○○○  
○  
○  
○

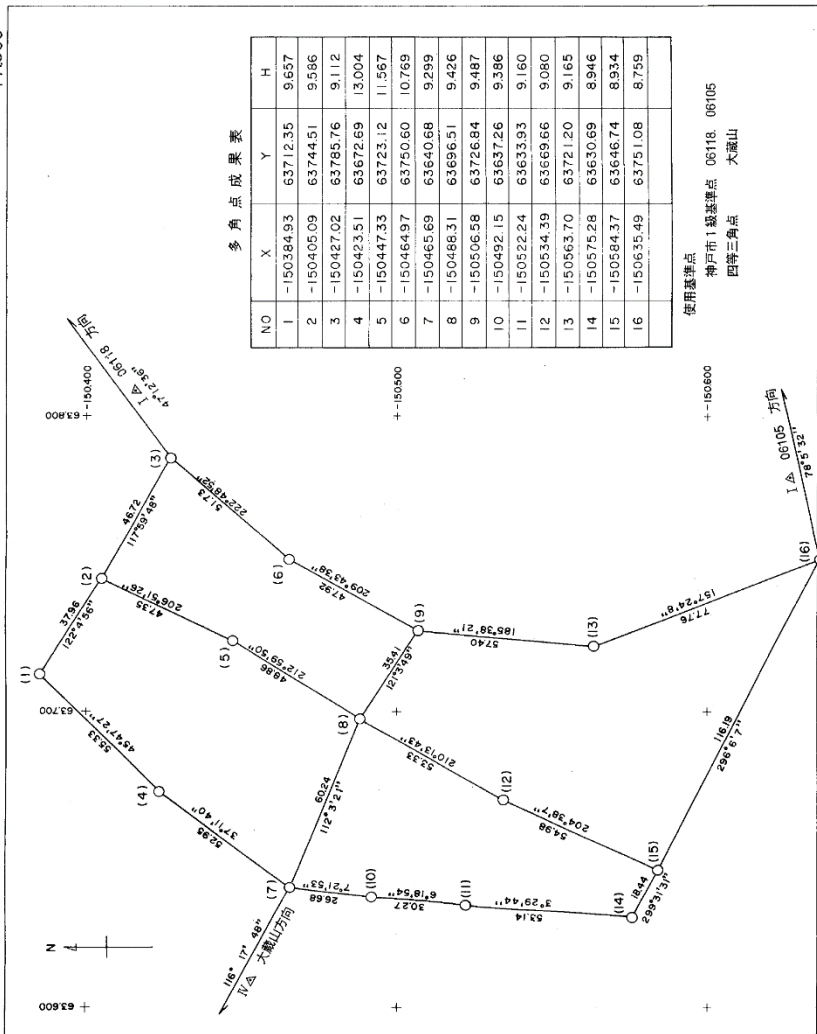
神戸市建設局

No.2  
多角点網図  
(公共)

[公共座標の場合]

- 網図には次のことを記載する。  
 1) 測点番号あるいは名称  
 2) 測点間の距離と次の測点に対する方向角  
 3) 各測点の公共座標値、標高値  
 標高を水準測量で測定した場合は、その値をmm単位で記載する。  
 4) 水準測量を実施した場合は、使用した与点  
 5) 施工者及び測量者を記載する。

多角点網図 1:1500



多角点成果表

NO	X	Y	H
1	-150384.93	63712.35	9.657
2	-150405.09	63744.51	9.586
3	-150427.02	63785.76	9.112
4	-150423.51	63672.69	13.004
5	-150447.33	63723.12	11.567
6	-150464.97	63750.60	10.769
7	-150465.69	63640.68	9.299
8	-150488.31	63696.51	9.426
9	-150506.58	63726.84	9.487
10	-150492.15	63637.26	9.396
11	-150522.24	63633.93	9.160
12	-150534.39	63669.66	9.080
13	-150563.70	63721.20	9.165
14	-150575.28	63630.69	8.946
15	-150584.37	63646.74	8.934
16	-150635.49	63751.08	8.759

測 施  
 量 工  
 者 者  
 ○ ○ ○ ○ ○ 株式会社

使用基準点  
 神戸市1級基準点 06118, 06105  
 四等三角点 大藏山

神戸市建設局



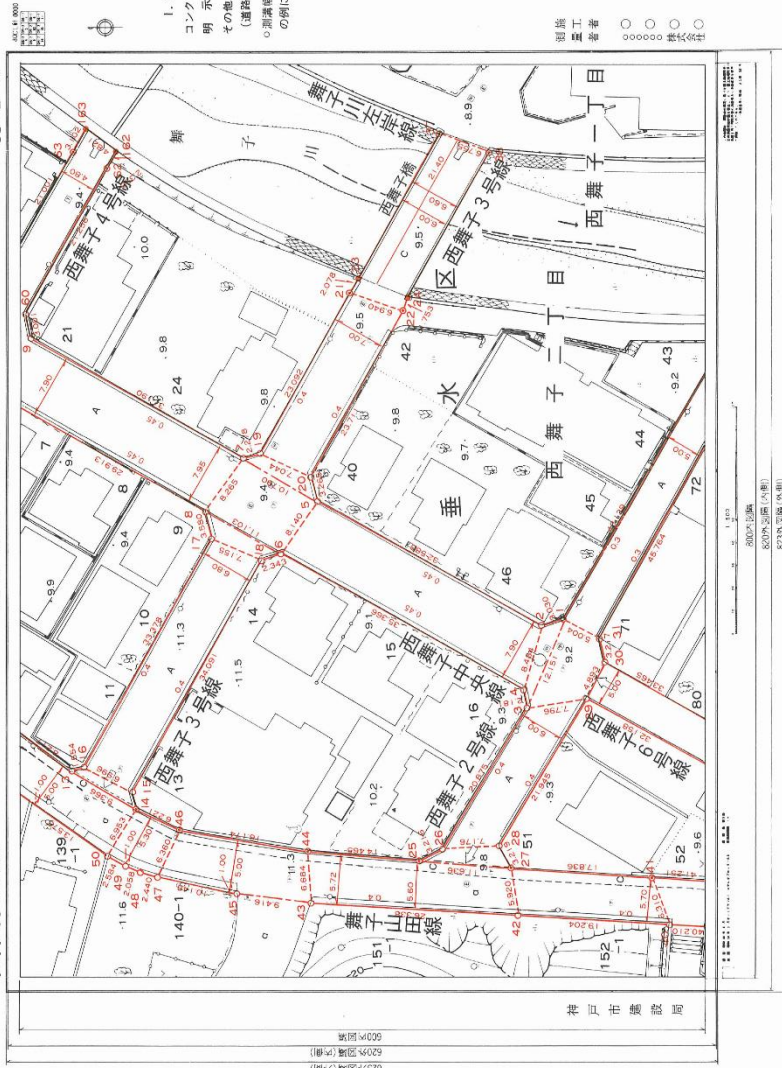


No. 4  
道路台帳平面図

05-2-10

道路台帳平面図

V-PF 05-2 西舞子



750 西舞子  
舞子市建設局

境界標調査

西隣子中央線				西隣子3号線					
番 号	X	Y	距離	方向角	番 号	X	Y	距離	方向角
1	-150 562.080	+ 63 645.490	3.030	344° 29' 46"	14	-150 527.800	+ 63 621.640	1.827	74° 26' 32"
2	-150 579.160	+ 63 644.680	32.586	29 19 34	15	-150 527.310	+ 63 623.400	34.091	119 19 56
5	-150 550.750	+ 63 660.640	10.790	29 43 30	18	-150 544.010	+ 63 653.120	2.343	161 19 59
7	-150 541.380	+ 63 665.990	31.190	29 31 26	6	-150 546.230	+ 63 653.870	8.140	123 43 45
9	-150 514.240	+ 63 681.360	8.683	30 31 21	5	-150 550.750	+ 63 660.640	3.285	76 54 1
11	-150 506.760	+ 63 685.770	7.990	299 42 33	20	-150 550.010	+ 63 663.820	23.711	118 47 30
12	-150 502.800	+ 63 678.830	9.077	210 53 17	22	-150 561.430	+ 63 684.600	6.948	18 27 40
10	-150 510.590	+ 63 674.170	29.913	209 49 49	21	-150 554.840	+ 63 686.800	23.092	299 14 25
8	-150 536.540	+ 63 659.290	11.103	209 13 12	19	-150 543.560	+ 63 666.650	2.278	343 9 22
6	-150 546.230	+ 63 653.870	35.366	209 28 18	7	-150 541.380	+ 63 665.990	8.265	305 50 38
4	-150 577.020	+ 63 656.470	2.181	262 5 34	8	-150 536.540	+ 63 659.290	3.580	256 25 46
3	-150 577.320	+ 63 634.310	12.151	113 3 45	17	-150 537.380	+ 63 655.810	33.378	299 9 11
1					16	-150 521.120	+ 63 626.660	1.554	343 32 53
面積=704.33 m <sup>2</sup>					面積=537.11 (專用部を含む) m <sup>2</sup>				

神戸市建設局

測量  
監工  
業者  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

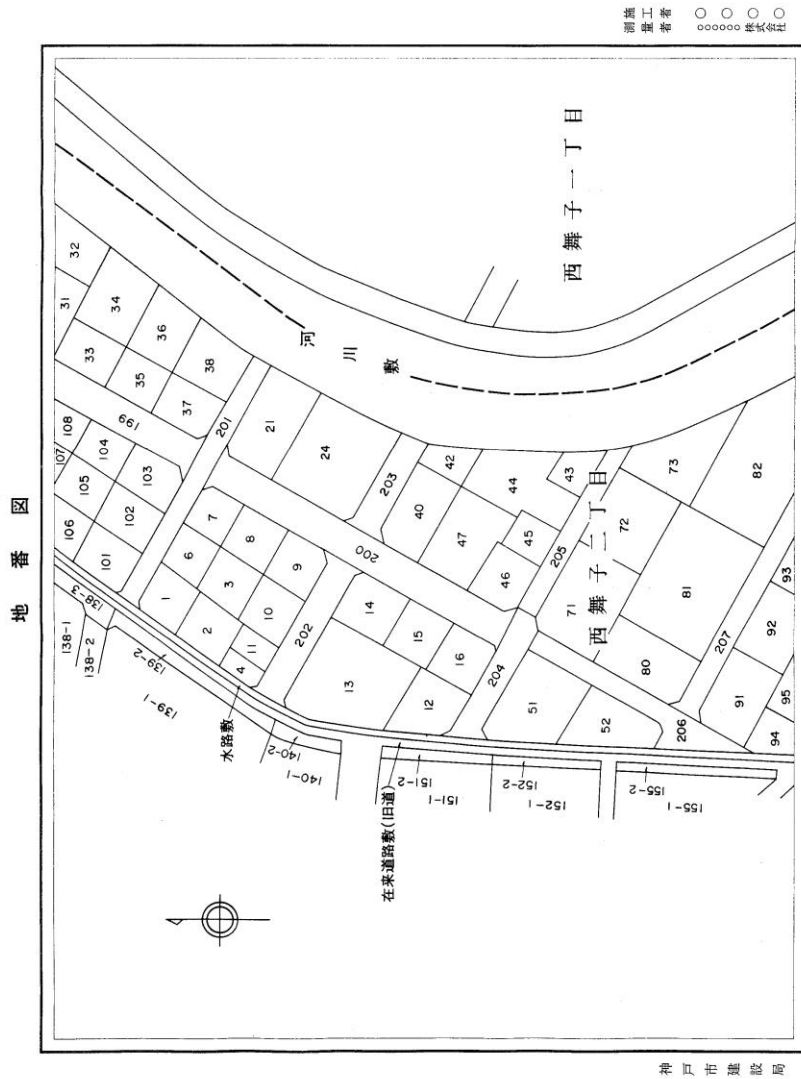
座標値=公共座標値

路 線 調 書					
路線名	区間	実延長 m	幅員 m	重用延長 m	備考
西舞子中央線	起 垂水区西舞子2丁目46				
	終 " 区 " 4丁目10	123.90	8.10		
西舞子1号線	起 " 区 " 2丁目83				
	終 " 区 " 2丁目55	105.35	5.00		
西舞子2号線	起 " 区 " 2丁目43		最小 5.00		
	終 " 区 " 2丁目51	77.70	最大 6.00		
西舞子3号線	起 " 区 " 2丁目				起点
	終 " 区 " 2丁目13	85.56	6.85	8.10	西舞子橋
線	起				
	終				
線	起				
	終				
線	起				
	終				
線	起				
	終				
線	起				
	終				
線	起				
	終				
線	起				
	終				
線	起				
	終				

① 起点、終点の取り方は、起点から終点に向って起点は右側、終点は左側の道路に隣接する民地の所在地番とする。

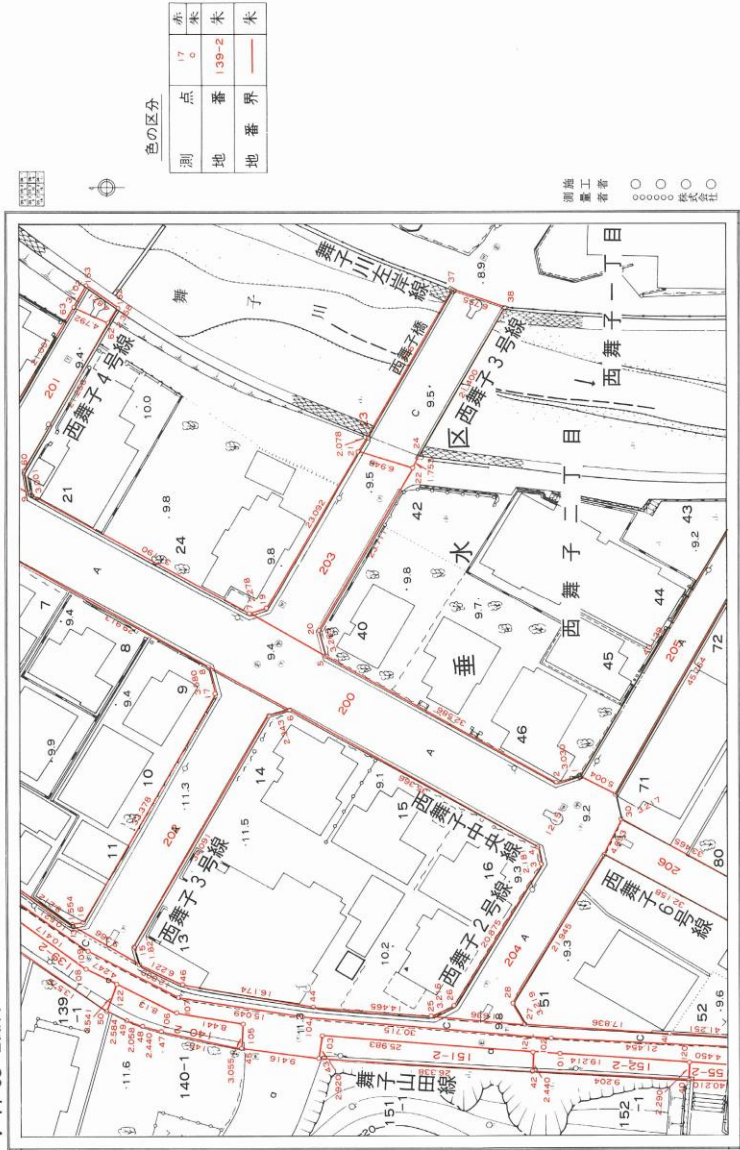
② 路線の延長の取り方で、他の路線と重用している場合、又は、交差点部分は上位路線に計上する。

③ 小数位については、小数点以下3位を切り捨て、m以下2位まで記入する。



No.8  
 道路敷地構成図  
 兼用地求積図  
 (盛構)

V-PF05-2西舞子 05-2-10 道路敷地構成図兼用地求積図



色の区分

測点	赤	17
地番	朱	0
地番界	朱	139-2
地番界	朱	朱

神戸市建設局

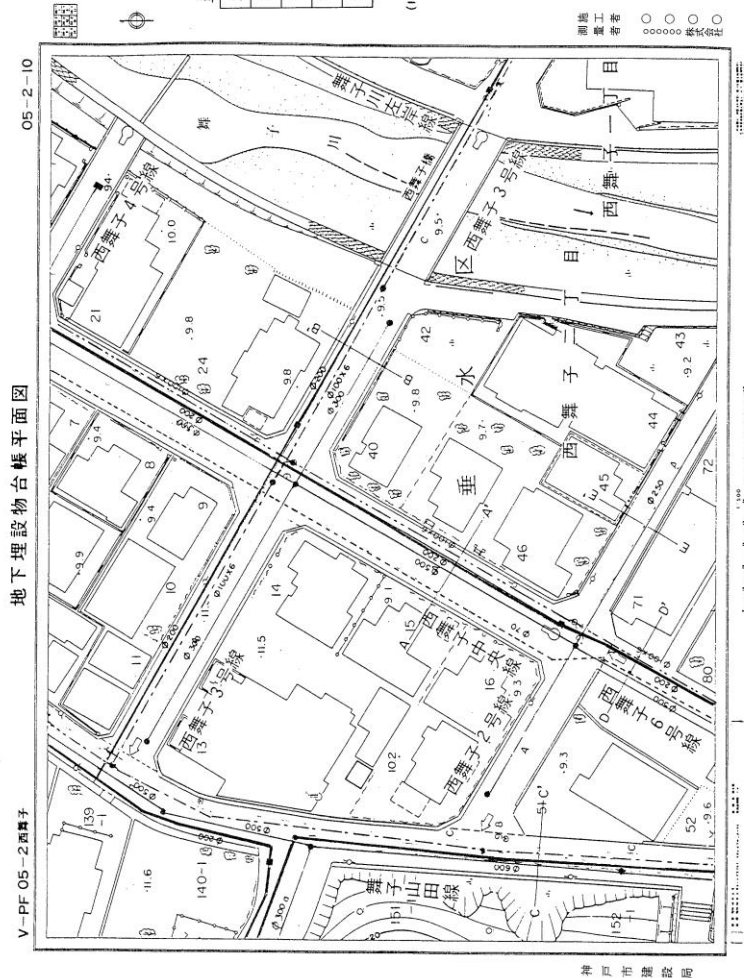
道路敷地調査兼計算書

- 座標法の場合  
1.座標値が公共座標か  
任意座標かの区分を  
表示すること。  
2.合計面積は路線毎に  
算出する。  
3.1.路線1面ではなく、  
スペースを配置して  
敷道路分を表示する。

測量  
工事  
業者  
○ ○ ○ ○ ○  
○○○○○ 株式会社

所在地	地番 目次	座標値		距離	方向角	面積	所有者	備考
		X	Y					
舞子山田線 瀬水区西舞子二丁目 139-2	52	-150 489.320	+ 63 640.120	29.031	215° 8' 27"	(公)	神戸市	
	51	-150 513.060	+ 63 623.410	13.576	214 42 31			
	50	-150 524.220	+ 63 615.680	3.543	106 54 2	(英)		
	122	-150 525.250	+ 63 619.070	4.235	25 53 58	125.47		
	108	-150 521.440	+ 63 620.920	10.417	35 58 44			
	131	-150 513.010	+ 63 627.040	27.295	35 23 46			
	53	-150 490.760	+ 63 642.850	3.087	297 48 37			
	52							
	153	-150 599.960	+ 63 611.010	21.454	3 12 23	(公)		
	102	-150 578.540	+ 63 612.210	30.715	4 56 5			
同上	104	-150 547.940	+ 63 614.870	15.049	9 5 57	(英)	神戸市 建設局 (下水道 河川部)	雨水幹線
	107	-150 533.080	+ 63 617.250	12.809	27 19 31			
	109	-150 521.700	+ 63 623.130	10.521	34 30 21	177.88		
	132	-150 513.030	+ 63 629.090	26.269	35 13 15			
同上	54	-150 491.570	+ 63 644.240	1.675	119 19 14		国有	旧道
	43	-150 550.000	+ 63 609.640	2.951	98 22 38			
	103	-150 550.430	+ 63 612.560	9.692	8 18 20			
合計面積 (公)				(英) 704.33		面積値=公共座標値		

神戸市建設局





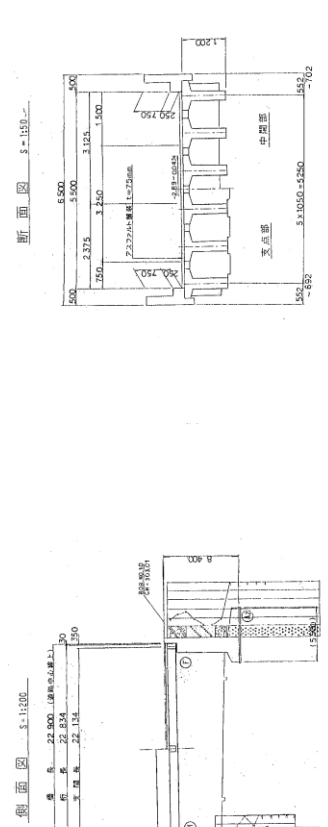




No. 13  
棟梁台帳

建築事務所	新築	建築年月日	年月日
建築主	新築	建築場所	新築
建築種別	新築	建築内容	新築
建築面積	407.70㎡	建築用途	新築
容積率	45.7%	建築計画	新築
用途	住宅	建築設計	新築
構造	RC造	建築監理	新築
基礎	基礎	建築監理	新築
柱	柱	建築監理	新築
梁	梁	建築監理	新築
床	床	建築監理	新築
壁	壁	建築監理	新築
天井	天井	建築監理	新築
その他	その他	建築監理	新築

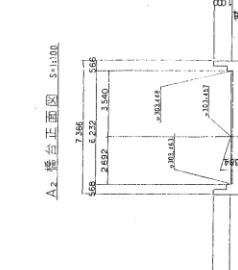
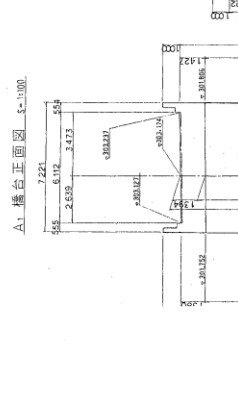
新築記録一般図



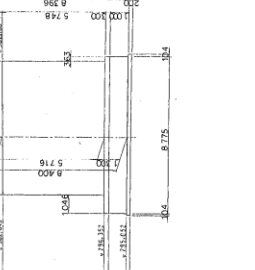
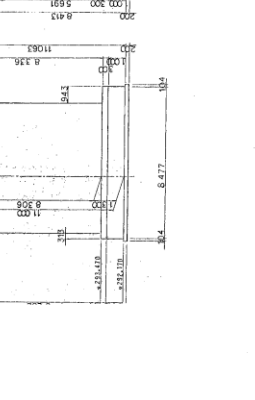
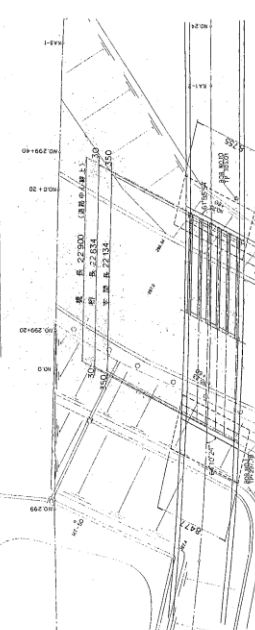
設計者	株式会社 新築
上層	RC造 (RC造中心軸上)
中層	RC造 (RC造中心軸上)
基礎	RC造 (RC造中心軸上)
柱	RC造 (RC造中心軸上)
梁	RC造 (RC造中心軸上)
床	RC造 (RC造中心軸上)
壁	RC造 (RC造中心軸上)
天井	RC造 (RC造中心軸上)
その他	RC造 (RC造中心軸上)

断面図 S-1100

口配	2011
柱間高	2.830
柱径	300
梁高	200
梁径	200
床厚	100
天井高	2.430
その他	



断面図 S-11200



平面図 S-1100

整理番号	
名称	





### 第3章 道路境界標設置基準

#### (境界線)

- 第1条 引継ぎにより道路管理者が管理する道路の区域線上に設置する境界標の規格、埋設方法等を定め、以って道路区域を明確にし、道路行政の円滑を図ることを目的とする。
- 2 境界標は、第2章「引継図書の作成基準」により平面直角座標系第V系に基づく測量の全てに座標を持たせるものとする。
- 3 境界標の設置は原則としてコンクリート標柱（以下「標柱」という）とするが、第3条「明示板（プレート板）の設置基準」に該当する場合はこの限りでない。
- 4 境界標の設置位置は、次の各号により堅固に固定し、埋設するものとする。
- (1) 道路区域の全ての屈曲点
- (2) 道路区域の直線部分については原則として境界標は設置しないものとするが、その延長が100m以上ある場合については、中間にa型（側面型）を設置することがあるので、事前に建設局道路管理課と協議するものとする。
- (3) 構造物をもって境界としている場合は、境界標を構造物に埋設する。
- 5 境界標の規格及び埋設が基準どおりに施行されていない場合は、当該道路の管理引継ぎをしないことがあるので、疑義が生じた時は事前に建設局道路管理課と協議するものとする。

#### (標柱の規格及び埋設)

- 第2条 標柱は鉄筋コンクリート柱でⅠ型（120×120×600）、Ⅱ型（150×150×900）とし、それぞれa型（側面型）、b型（角型）に分類する。なお、矢印、市章マークは赤色とする。

#### (別図1参照)

- 2 標柱Ⅰ型、Ⅱ型の埋設は原則として次のとおりとする。（別図2参照）
- (1) 埋設は工事中に行い、コンクリートで根固めを行うものとする。
- (2) Ⅰ型は路面天端より1.0cm露出させて埋設するものとするが、通行に支障があると思われる場合においては路面と同一高に埋設するものとする。
- (3) Ⅱ型は道路区域の法肩、法尻等の境界に地表面より15.0cm露出させ埋設するものとする。
- 3 a型、b型の使用方法は原則として次のとおりとする。（別図3参照）
- (1) a型（側面型）：直線部分の中間点（建設局道路管理課との協議に基づく場合のみ）
- (2) b型（角型）：道路区域線の変化点及び曲線部

#### (明示板の設置基準)

- 第3条 境界標は標柱の設置を基本とするが、次の場合については明示板（プレート板）を設置してもよいものとする。（別図3参照）
- (1) 道路境界がU型側溝（トラフ）等の構造物で標柱の入らない場合
- (2) 構造物の側面に設置する場合
- (3) その他構造物の形状により標柱の設置が困難と考えられる場合で建設局道路管理課と協議できたもの

(明示板の規格及び埋設)

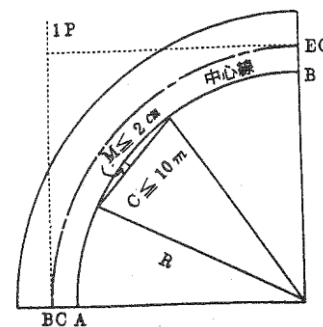
第4条 明示板(60×60)はアルミ合金製でペーパー仕上げとする。

2 埋設方法は、埋込みボルト及び裏面を接着剤(ボンド)を使用し、埋設すること

3 明示板の分類、使用方法及びマーク着色は標柱の項に準拠する。(別図4参照)

(道路の曲線部の表示方法)

第5条 曲線部において境界線は曲線となるが、境界点の表示は境界線(右図弧AB部分)において曲線に弦(C)を引き、その中央縦距(M)は2cm以下、弦(C)は10m以下で表示することを原則とするが、次の表を参考にし、表示してよいものとする。



R (m)	30	70	120	180	260	340	440	550	550
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	以上
C (m)	2	3	4	5	6	7	8	9	10

2 曲線部における境界標の設置は、曲線の始点(A)、終点(B)及びその中間点に境界標を、また、それ以外の曲線で10mを超える場合は10mを最小単位として境界標を設置するものとする。

(道路台帳平面図の記入方法)

第6条 道路台帳平面図に表示する場合は、境界標(観測点)、境界線(区域線)及び標点間距離を赤色で表記し、標柱と明示板及び曲線部等における境界標設置以外の観測点の記号は次表によるものとする。

コンクリート標柱	○	赤色の4号線で径1.5mm	a型、b型も同じ
明示板	⊙	赤色の4号線で外径1.5mm 赤色の4号線で内径0.5mm塗りつぶし	a型、b型も同じ
その他の観測点	●	赤色で径1.0mm塗りつぶし	基準外の観測点ある場合

(境界標間の距離の較差)

第7条 境界標間の距離は、調整計算後(道路台帳平面図記載)の数値と実測数値とを比較して、その較差は次のとおりとする。

標間距離 15m未満は5mm以内

15m以上は1/3,000以内とする。

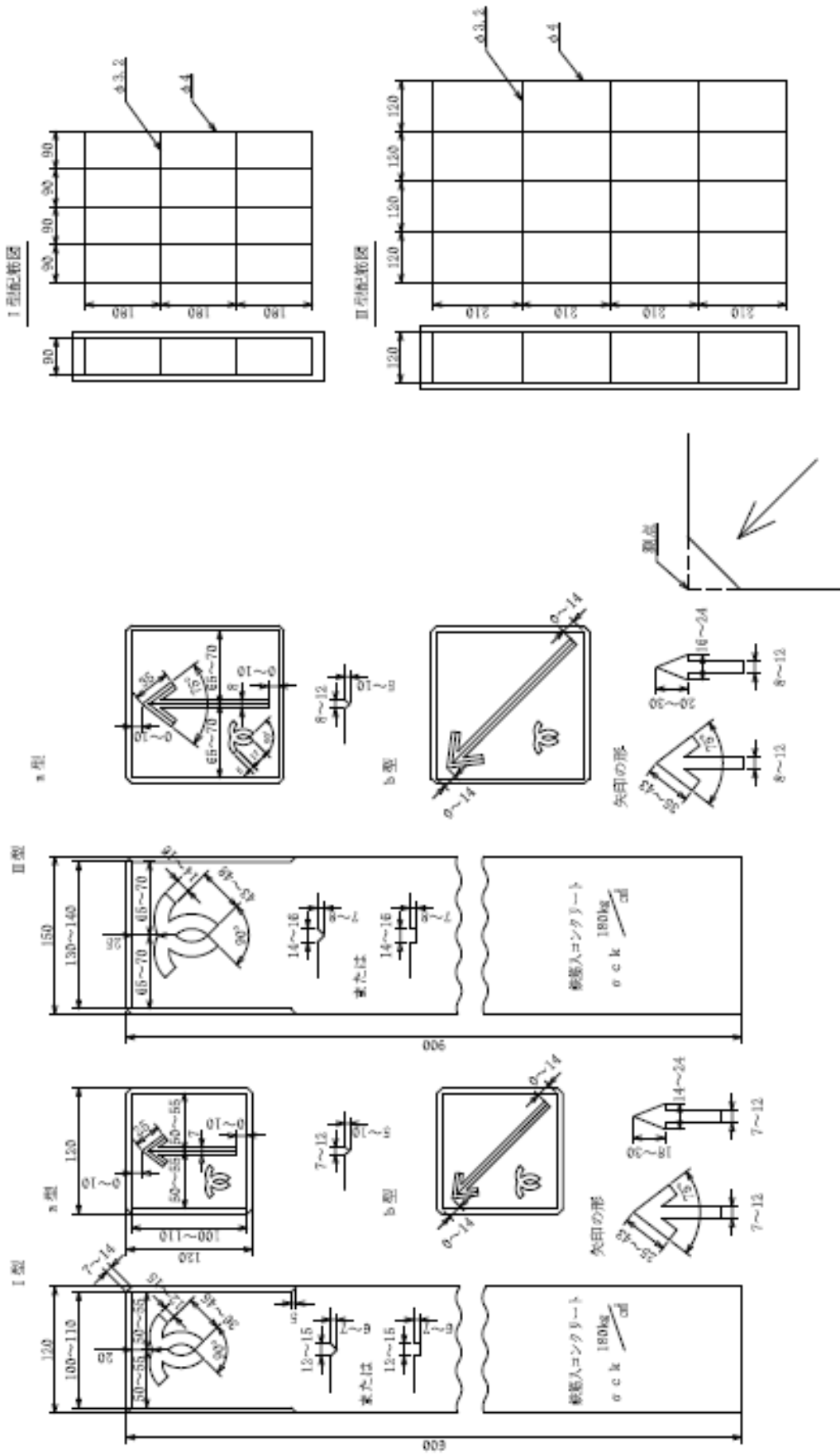
(一般道路についての準用)

第8条 一般道路において境界標を設置する場合においてもこの基準を準用するものとする。

道路境界標柱図 (参考図)

マーク彩色 単位 mm

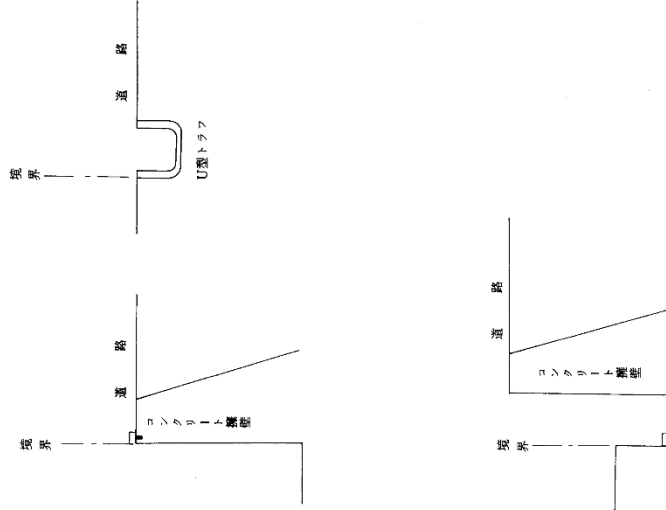
図面No. 1



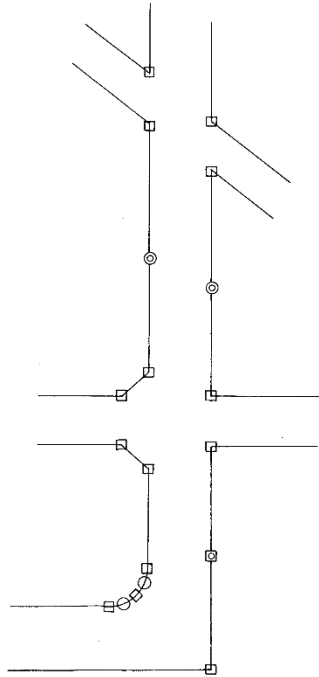




明示板(プレート板)設置箇所参考図



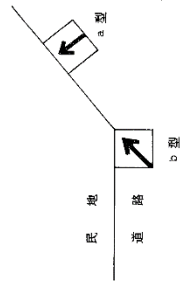
境界標設置参考図



コンクリート標柱 明示板(プレート板)

○ a型      ● b型

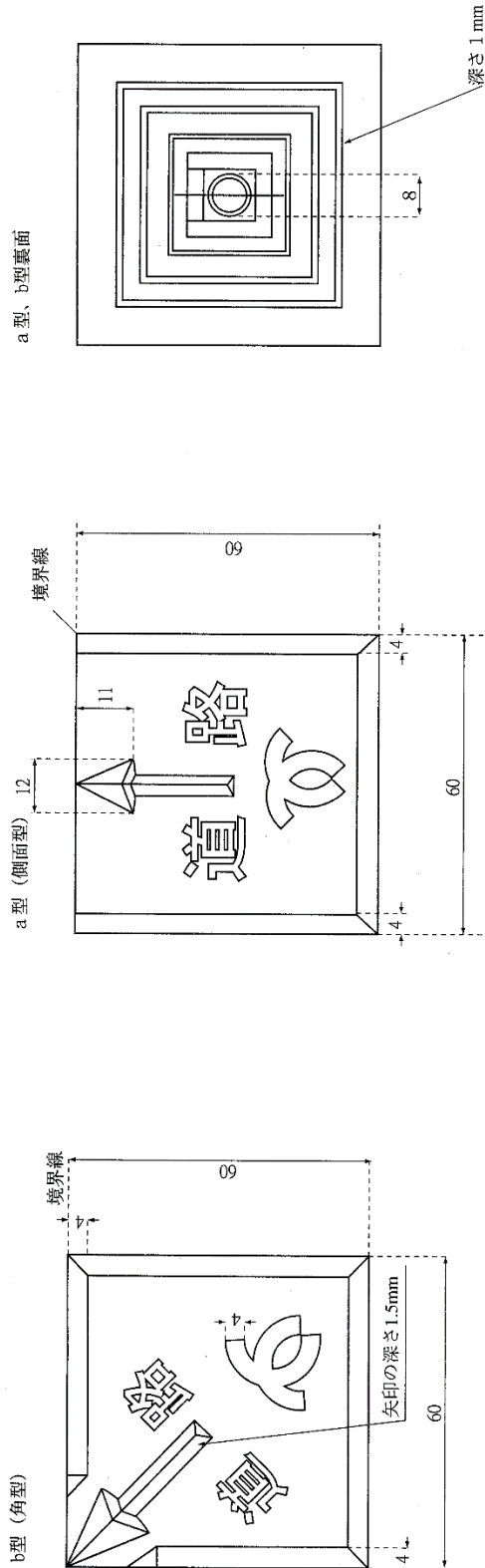
□ a型      □ b型



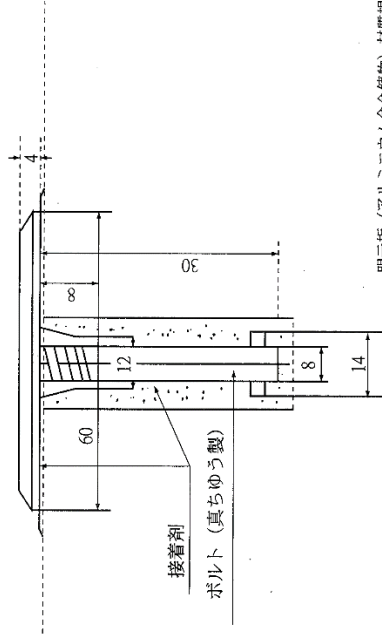
道路台帳平面図への記載方法は、23~24ページの、杭の種類凡例による。

明示板 (プレート板) 一般図及び標準施工図

1/1 単位:mm



標準施工図



明示板仕様

- 1. 材質..... アルミ合金製
- 2. サイズ..... 6×6×0.4 (mm)
- 3. 色..... 矢印・市電-赤  
道路 黒
- 4. 構造物により 4×4×0.4 (mm) の使用も可

明示板 (アルミニウム合金鋳物) 材質規格表

材質	種類	記号	化学成分 %									
			Cu	Si	Mg	Zn	Fe	Mn	Ni	Ti	Al	
標準規格	7種	A C 7 A - F	0.1 以下	0.3 以下	3.5~5.5	0.1 以下	0.4 以下	0.8 以下	-	0.2 以下	-	以下
												JIS H5202 AC7A

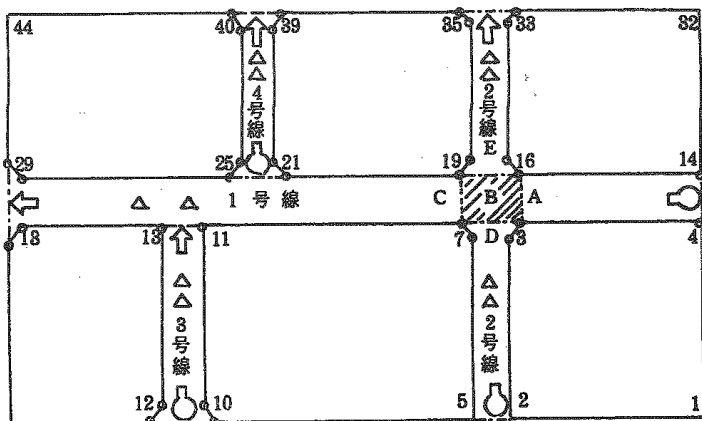
## 第4章 引継ぎについての細目事項

(引継ぎ図書の提出について)

第1条 建設局道路管理課に引継ぎ図書の成果品を提出する場合は、別紙様式2号の「道路台帳図書の引渡書」を併せて提出するものとする。

(道路に関する計上及び測定について)

第2条 道路に関する計上及び測定については、下図を参照して次のとおりとする。



- (1) 市道路線の上位、下位の順序は、1級市道、2級市道、その他市道となり、また、その他市道のうちで幹線、準幹線、一般の順で判別する。
- (2) 路線の決定方法は、1級、2級については神戸市認定路線網図によるが、その他市道は、東西線の南側より北側へ、次に南北線の東側より南側へ順次付することを原則とする。なお、起点はそれぞれ東側、南側とする。また、路線名称は、当該地名、町名等を原則として使用し、上位路線から順に号線を決定する。
- (3) 路線の延長、面積についての算定は次のとおりとする。
  - ア) 交差点など路線が重用している場合の実延長、実面積は、上位路線に含まれ、また、隅切部分の区域は原則として下位路線に計上する。
  - イ) 路線延長の計上は、道路中心線を測定し、路線の起終点は、起点から終点に向って起点は右側、終点は左側の所在地番をもって明記する。

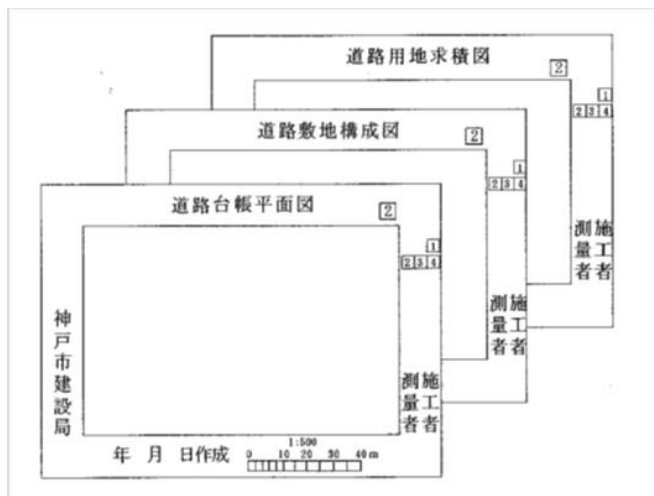
△△1号線		実延長	重用延長	総延長
起点	××区××町×丁目14から	A+B+C	—	A+B+C
終点	××区××町×丁目13まで			
△△2号線		実延長	重用延長	総延長
起点	××区××町×丁目2から	D+E	B	D+E+B
終点	××区××町×丁目35まで			

ウ) 路線面積については、次のとおりとする。

路線名	実面積	重用面積	総面積
△△1号線	A+B+C	—	A+B+C
△△2号線	D+E	B	D+E+B

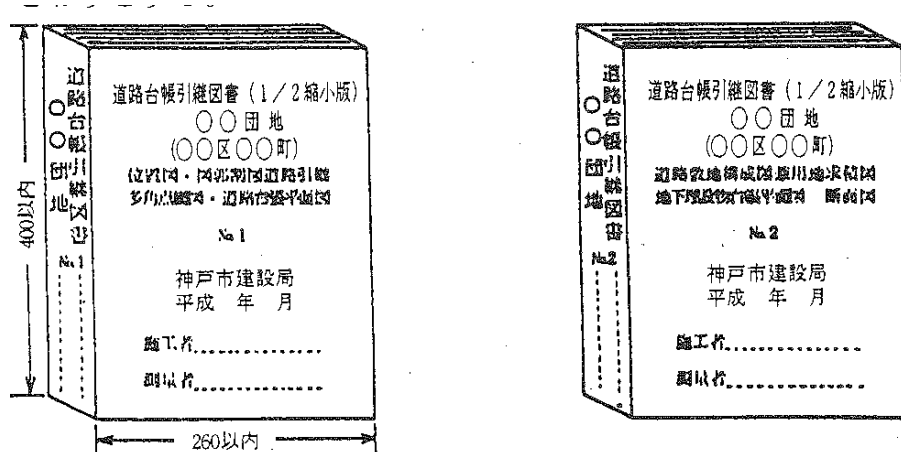
(図面の整飾について)

第3条 図面の整飾は、平面直角座標系第V系に基づく測量においては参考図のとおりとするが、その他の場合は下図を参考にするものとする。



(陽画製本の仕様について)

第4条 引継図書は第1章「引継図書の作成要領」の第4条に基づき 1/2 縮小陽画製本を2部提出するものとするが、製本の仕様は次のとおりとする。



- ア) 図面は二つ折りで図書の種類による配列順序は原則として作成基準どおりとし、枚数の多い場合は、分冊にして番号を付ける。
- イ) 表紙及び背表紙には表題名等必要事項を記入する。
- ウ) 綴り方は、裏面を糊付けし、離れないようにすること
- エ) 図面が規格より小さい場合は、適宜の製本でよいが、最小はA4サイズまでとする。
- オ) 表紙は黒表紙、金文字とする。
- カ) 引継ぎ道路の面積が狭小なものについては、建設局道路管理課と協議のうえ各図面を一図葉中に記入し、作成してもよいものとする。

(基準点の使用について)

第5条 本市設置の基準点を使用し測量を行う場合は、「神戸市基準点の管理、保全に関する要綱」(別添参照)第4条に基づき「神戸市基準点使用承認書」により承認を受け、使用することとする。なお、国家基準点は国土地理院へ申請のうえ閲覧しなければならない。

(その他の施設、構造物及び占用物件の引継ぎについて)

第6条 その他道路台帳図書以外に、次の施設等があれば、その該当する主管課に必要な図書を提出することとする。

	主管課	備考
橋梁	建設局道路工務課	道路台帳の一部である橋梁台帳以外に別途提出するもので、構造を主としている。
街路灯	建設局道路工務課	
立体横断施設	建設局道路工務課	横断歩道（自歩道）橋 地下横断歩道（自歩道）
公園及び街路樹	建設局公園部管理課	
雨水幹線	建設局下水道部計画課 建設局下水道部工務課	

様式第2号

建設局道路管理課御中

令和 年 月 日

施行者 名  
(申請者)

道路台帳図書の引渡書

道路の引継ぎ検査が完了いたしましたので、つぎのとおり道路台帳図書を引渡します。  
道路の改修工事

記

- 1 工事名又は団地名 \_\_\_\_\_
- 2 所在地 \_\_\_\_\_
- 3 路線名  
ア. 新設道路  
イ. 在来道路 \_\_\_\_\_
- 4 引継図書

該当項目に○印

図	面	面数	調	書	面数	備考(併載明記)	実面数
1	位置	図					
2	路線図兼図郭割	図					
3	多面点網	図					
4	道路台帳平面	図	1	路線調書	印刷		
			2	境界標調書			
5	地番	図					
6	道路敷地構成	図	3	道路敷地調書			
7	道路用地求積	図	4	道路用地計算書			
8	地下埋設物台帳平面	図					
9	横断面	図					
10	縦断面	図					
11	橋梁台帳 (調書と一般図)						
12	トンネル台帳 (調書と一般図)						
13							
14	陽画焼製本		2	冊	原図総面数		

上記図面を数種類併載する場合は備考欄へ明記

	年 月 日
認 定	. . .
区 決	. . .
区 変	. . .
供 開	. . .
図面修正	. . .

キ リ ト リ

施行者 名  
(申請者)

受 領 書

令和 年 月 日

下記の道路台帳引継図書を受取りました。

建設局道路管理課

該当項目に○印

図	面	面数	調	書	面数	備考(併載明記)	実面数
1	位置	図					
2	路線図兼図郭割	図					
3	多面点網	図					
4	道路台帳平面	図	1	路線調書	印刷		
			2	境界標調書			
5	地番	図					
6	道路敷地構成	図	3	道路敷地調書			
7	道路用地求積	図	4	道路用地計算書			
8	地下埋設物台帳平面	図					
9	横断面	図					
10	縦断面	図					
11	橋梁台帳 (調書と一般図)						
12	トンネル台帳 (調書と一般図)						
13							
14	陽画焼製本		2	冊	原図総面数		

上記図面を数種類併載する場合は備考欄へ明記